

市民税・県民税簡易申告書
国民健康保険税申告書

◎市民税・県民税の申告期限は三月十六日です。また、国民健康保険税の申告期限は四月十五日です。

総社市長 様 年 月 日 提 出	フリガナ			(業種又は職業)	個人 番号								
	氏 名			(電話)									
	(生年月日) 年 月 日												
	寡婦等	☐ 寡婦 ・ ☐ ひとり親	障害者	☐ 特別 障害	身体障害者手帳 1・2級、精神障害者保健福祉手帳 1級 療育手帳 A、障害者控除対象者認定書(特別障害者)			・	☐ 普通 障害	〔左記以外〕			
	住 所	{ 1月1日現在の住所 }		世帯主の氏名及び続柄		宛名番号							
				続柄()		世帯番号							

①所得金額等

〔 所得のない方は右の※枠内に「所得なし」と御記入のうえ、一番下の『○令和7年中収入のなかった人』の欄に状況を記入してください。 〕

所得の種類		① 収入金額	② 必要経費 (専従者給与額・専従者控除額を含む)	③ 所得金額(①－②)	備 考
事 業		円	円	円	(②のうち、専従者給与額・専従者控除額) 青
不 動 産					(②のうち、専従者給与額・専従者控除額) 青
給 与					
譲 渡					下記③欄に必要事項を記入してください。
雑(公的年金等)					課税対象でない年金(障害年金、遺族年金など)は記入不要です。
その他					

②控除対象配偶者・扶養親族等

障害者の欄は、該当する場合に○で囲んでください。事業専従者及び国保被保険者の欄は、該当する場合に○印を付してください。また、所得金額の欄は、上記◎の欄に準じて算出してください。

氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	同 居 区 分	障害者	事 業 専 従 者	所得金額	国保被 保険者
				同居 別居	特別障害 普通障害			
				同居 別居	特別障害 普通障害			
				同居 別居	特別障害 普通障害			
				同居 別居	特別障害 普通障害			

③譲渡所得に関する事項

資産の種類 (○で囲んでください。)	左の資産を 取得した年月日	譲渡した年月日	特別控除の特例等
1. 土地建物等			交換買換・収用・居住用財産
2. その他の資産			その他 ()

○令和7年中収入のなかった人

1	扶 養 され ている	扶養者の【住所】 【氏名】 【続柄】
2	病 気 療 養 中	【病名】 【入院先】 【期間】
3	仕 送 り な ど で 生 活	【誰から】
4	失 業 中	【期間】
5	そ の 他	遺族年金 ・ 障害年金 ・ 傷病手当 を受給

この申告書の手引き

1 申告が必要な人

- (1) 令和8年1月1日に総社市に住んでいる人で、次のいずれかに該当する人
- ・令和7年中(令和7年1月1日～12月31日)に収入があった人
 - ・令和7年中に収入がなかった人で、令和8年度の所得証明書等が必要な人
- (2) 総社市の国民健康保険に加入している人とその世帯主(世帯主が国民健康保険に加入していない場合も含みます。)

※次の人は、この申告書を提出する必要はありません。

- ・所得税等の確定申告書又は一般の市民税・県民税申告書を提出した人
- ・勤務先から給与支払報告書が総社市に提出されていて、給与以外に所得がなかった人
- ・支払先から公的年金等支払報告書が総社市に提出されていて、公的年金等以外に所得がなかった人
- ・上記に該当する人の扶養親族等(同一生計配偶者又は扶養親族)になっている人
(総社市以外にお住まいの人の扶養親族等になっている人は申告が必要です。)

2 この申告書を用いて提出する人

- ・扶養親族等のいない人・・・合計所得金額が43万円以下
- ・扶養親族等のいる人・・・合計所得金額が43万円＋配偶者控除額＋扶養控除額(人数分)の合計額以下

控除の種類	控除対象者の年齢	控除額
配偶者控除	70歳未満	33万円
	70歳以上	38万円
扶養控除	16歳以上(下記以外の年齢)	33万円
	19歳以上23歳未満	45万円
	70歳以上	38万円(同居老親等の場合45万円)
	※16歳未満	0円

※16歳未満の扶養親族について、控除額は0円ですが、扶養している場合は、表面 ②控除対象配偶者・扶養親族等に氏名、個人番号等を記入してください。

○扶養親族等のいない人がこの申告書で提出する目安

所得の種類	この申告書で提出する目安
給与所得	表面 ①所得金額等 ④収入金額が108万円以下
雑所得(公的年金等)	65歳未満(S36.1.2 以後生)の人は、表面 ①所得金額等 ④収入金額が103万円以下
	65歳以上(S36.1.1 以前生)の人は、表面 ①所得金額等 ④収入金額が153万円以下
事業所得、不動産所得 譲渡所得、その他	表面 ①所得金額等 ③所得金額が43万円以下

※上記の金額を超える人又は2種類以上の所得がある人は、所得税等の確定申告書又は一般の市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

3 本人該当事項について

- (1) 「個人番号」の欄には、12桁のマイナンバーを記入してください。
- (2) 寡婦、ひとり親、特別障害者又は普通障害者に該当する人は、「寡婦等」・「障害者」の□に忘れずにチェック(「✓」)をしてください。

4 「①所得金額等」について

- (1) 所得金額とは、1年間に得た収入金額から、その収入を得るための必要経費(生活費は含まれません。)を差し引いたものをいいます。
- (2) 所得の種類については、次の区分により記入してください。

所得の種類	内 容
事業所得	営業(小売業、生命保険外交員、内職等)、農業などの事業による所得
不動産所得	家賃、地代などによる所得
給与所得	給与、賞与、パート・アルバイトの賃金などによる所得 ※複数の事業所から収入があった場合は、合算した額を記入してください。
譲渡所得	資産(土地建物等)の売却による所得
雑所得(公的年金等)	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(一時恩給を除く)など
その他	上記に含まれない所得(個人年金など)

5 問い合わせ先・提出先

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号 総社市役所税務課市民税係 ☎0866-92-8234